

仙台メビウス通信

仙台市リサイクルシンボルマーク「メビウスちゃん」



● 編集・発行 仙台市環境局廃棄物管理課
● 電話 214-8227

あなたとわたしの声をつなぐクリーン仙台推進員のコミュニケーション情報誌

こんにちは推進員さん	1P
リサイクル施設を見学しました(初心者研修3日目)	2P
広報研修を開催しました	2P
仙台市環境局からのお知らせ	3~4P



▲集積所は最寄りの推進員の方が日ごろから見回るようにし、時には排出者への声掛けも行います。向かって左の扉には小学生が一生懸命に描いたポスターが集積所の扉を飾っています

今回お話を伺ったのは、泉区向陽台二丁目町内の飯野泰康さんと押野孔一さんです。向陽台二丁目町内では、ごみの分け方や出し方を地域の皆さんに守ってもらったために、短期間で集中的に広報することが効果的だと考えました。そこで、仙台市のクリーン仙台推進員事業としてごみ集積所排出実態調査を実施する10月を、町内独自で「クリーン推進月間」に決めました。クリーン推進月間には、排出実態調査に町内会として積極的に参加するほか、町内の一斉清掃、ポスターコンテストを企画・実施する

こんにちは推進員さん
小学生の力作ぞろい！
ごみの出し方ポスターコンテスト
【泉区】向陽台二丁目町内会



▲飯野さん(右)と押野さん(左)。10月に実施した初心者研修のなかで向陽台二丁目町内会の活動について、新任の推進員の皆さんにお話しいただきました

「子供のころからごみの出し方のルールに触れ学ぶことは環境教育につながる大切なことです。」と飯野さんは語ります。ポスターを描くために子供たちがごみのルールを調べると、周りの大人も意識するようになります。また、集積所に自分の描いたポスターが貼りだされているおかげで、子供たちが進んでごみ出しのお手伝いをするようになったという効果もあるそうです。地域ぐるみで子供たちへのごみに対する意識を育てていく方法を教えていただきました。

推進員・メイトに変更がある時は「推薦書及び退任届」を提出してください

町内会役員の改選や転居等の事情で、推進員・メイトの委嘱を受けている方が交代や退任をする場合は、「(追加・変更)推薦書及び退任届」に記入し、町内会長(自治会等代表者)が捺印の上、お住まいの区的环境事業所に提出してください。

「(追加・変更)推薦書及び退任届」の様式は、委嘱時に配布しました「活動の手引き」(48~51頁を複写し、使用してください)に掲載しているほか、市ホームページ(申請書・届出書ダウンロード>分野別で探す>ごみ)からも取り出せます。

※推薦や退任は随時受け付けていますが、毎月25日までに受け付けた方を翌月1日付で委嘱いたします
(問) お住まいの区的环境事業所



▲活動の手引き

仙台市一般廃棄物処理基本計画が改定されます！

ごみの減量やリサイクルの推進等について基本的な方針を定める、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」については、昨年より見直しを進めてまいりました。皆さまには、パブリックコメントのご提出や説明会へのご出席など、多くのご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。いただいたご意見や廃棄物対策審議会の審議を反映し、以下のとおり計画を改定のうえ、新たな目標を定めます。

項目	目標	(参考)H26実績
ごみ総量	36万トン以下	385,863トン
リサイクル率	35%以上	29.9%
燃やすごみの量	30万5千トン以下	333,424トン
1人1日当たりの家庭ごみ	450g以下	489g

これらの新しい目標は、平成32年度までに達成することを目指します。より一層、取組みの推進に努めてまいりますので、引き続き皆さまのご協力をお願いいたします。

詳細は仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」<http://www.gomi100.com>
(問) ごみ減量推進課 214-8230

ごみ減量・分別の啓発にご活用ください

◆ワケルくんファミリーが楽しくごみ減量・分別を解説する啓発DVDが完成しました。各環境事業所で貸し出しを行うほか、仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」(<http://www.gomi100.com/>)からもご覧いただけます。地域への啓発にぜひご活用ください。



◆オリジナルの啓発ポスターやちらしにお使いいただけるイラスト集を製作しています。ワケルくんファミリーやごみのイラストなど約200点を揃え、3月末に提供開始の予定です。「ワケルネット」からダウンロードできるほか、DVDでの貸出しも行う予定です。

(問) ごみ減量推進課 214-8230

環境事業所の電話番号

- 青葉環境事業所 277-5300
- 宮城野環境事業所 236-5300
- 若林環境事業所 289-2051
- 太白環境事業所 248-5300
- 泉環境事業所 773-5300

研修レポート
リサイクル施設を見学しました(初心者研修3日目)

昨年11月に、初心者研修の3日目として、リサイクル施設を見学しました。(1日目・2日目のレポートは69号に掲載しております)

見学先は、宮城野区にある「新港リサイクル株式会社」。この施設では、家庭から出されるプラスチック製容器包装が選別・溶融などの工程を経て、パレット(運搬用資材)等に生まれ変わっています



▲作業員が手作業で袋を開封し、異物を取り除いている様子を間近で見学しました



▲混入していた異物の一部を間近で確認しました。刃物や靴など、思いもよらないものの混入に驚きの声が上がりました

す。

最初に施設職員から資源化されるまでの工程について説明を受けたのち、異物を選別している工程や完成されたパレットを手作業で仕上げていく様子などの作業現場を間近で見学しました。

特に異物を取り除く工程が印象に残った方が多く、プラスチック製容器包装に紛れてローラースケート、フライパン、はさみや包丁まであるのを見て、「手選別する職員のことを考えると、分別の重要性を感じた」との感想をいただきました。

研修レポート
広報研修を開催しました

集積所に広告物を掲示することはごみの啓蒙の有効的な手段の一つ。そうした広告物の書き方を学ぶ広報研修を1月18日、19日に仙台市役所の本庁舎8階ホールで実施しました。あいにくの積雪で、交通機関に乱れが出るなか83名もの推進員の皆さまにご参加いただきました。



▲講師の真山さん(写真上)と広告物をつくっている様子と作品(写真右)。同じテーマでも作品は個性豊かです



講師は一般社団法人メディアデザインデザイナー、真山正太氏。最初に、「広告物も人とのコミュニケーションである」をテーマに掲げ、見た人が親しみやすいように工夫する技法や配置の具体例を紹介。デザイン業界の専門用語もわかりやすく図を描きながら説明していただきました。

後半は実技に移り、実際に広告物の作成をしました。まず、ホワイトボードに描かれた見本通りに色とりどりのマシクで広告物を描き、文字や絵をバランスよく描くコツをつかみました。そのあと、紙を好きな形に切り、共通の標語でオリジナルの広告物を制作。紙の形も人に訴える効果があるように、参加者は宝船やごみ袋、ごみ収集車の形など個性豊かな作品に仕上げていました。

「絵を描いたのは小学生以来だ」と笑いながらも一生懸命に取り組む推進員さんの姿が、印象的な研修となりました。

仙台市環境局
かみのお知らせ

◆平成28年度版「資源とごみの分け方出し方」リーフレットを配布します

紙や粗大ごみの収集日等が記載されている「平成28年度版リーフレット」(A3版)を、3月上旬から全世帯に戸別配布します。冊子「保存版」は、平成24年3月以降に配布したものを引き続きご利用いただくよう、地域の方への周知にご協力をお願いします。



▲平成28年度版リーフレット(緑色)

なお、保存版がお手元ない場合は、各区役所総合案内窓口などで配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。また、町内会などでまとめて必要な場合には、各環境事業所や廃棄物管理課からお配りいた

◆環境施設見学会(ワケルくんバス)を活用ください

地域の皆さんと、バスに乗って環境施設を見学しませんか?町内会等の行事にぜひ、ご利用ください。

○対象 町内会、社会学級、子ども会などの20名以上40名以内の団体
○運行日 11月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く)
○時間 午前10時から午後3時までのうち希望する時間

○見学場所 1 ごみ焼却工場、資源化センター、リサイクルプラザほか
○利用料 無料。昼食が必要な場合は各団体で準備してください

見学先・運行日程・時間など、詳しくは左記へお問い合わせください。
(申・問) 利用日の6カ月前から電話でごみ減量推進課へ 214・8230

ますので、「ご連絡ください」。

(問) お住まいの区の環境事業所(4頁参照) または廃棄物管理課 214・8227

不法投棄は 重大な 犯罪 です!

～不法投棄はこんなところで～

一部の心無い人たちによって車や人通りの少ない道路、山林、個人所有の土地等にさまざまなごみが捨てられています。人目を避けて、夜間や早朝に家庭で要らなくなったテレビや冷蔵庫などの家電製品、家具、廃タイヤなどを投棄するケースが多くなっており、悪質な不法投棄が後を絶ちません。不法投棄を見かけたら、日時、場所、ごみの内容などを各区の環境事業所(4頁参照)もしくは産廃110番(214-3809)までお知らせください。

～土地や建物の所有者・管理者は管理の徹底をお願いします～

不法投棄されたごみの処理は、不法投棄の原因者にさせるのが当然ですが、原因者が不明な場合には不法投棄された土地・建物の管理者(所有者)にさせていただくことになります。

荒れて管理していない印象を与える土地であれば、行為者に「少くならいいだろう」という心理を抱かせ、ごみを持ち込まれてしまい「ごみがごみを呼ぶ」という悪循環に巻き込まれてしまいます。土地の所有者(管理者)は、定期的に土地の様子を確認し、雑草を刈るなど清潔を保ち、容易に入れない工夫(囲いや柵)をして不法投棄されない環境づくりを心がけましょう。

(問) 廃棄物指導課 214-8235